



佐賀県公報

平成18年
1月6日
(金曜日)
第 12700号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

- ◎佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則の一部を改正する規則（二・県土づくり本部）一
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始
- 唐津市営大野地区土地改良事業施行同意
- 佐賀県総合開発審議会幹事の任命の廃止

規 則

告 示

- （四・道路課）一
- （五・〃）二
- （農地整備課）二
- （一・統括本部）二

- 一 飛行場の設備の状況
- 二 施工した工事の内容
- 三 災害、事故等があつたときは、その時刻、原因、状況及びこれに対する措置
- 四 関係諸機関との連絡事項
- 五 航空機による飛行場の使用状況
- 六 その他飛行場の管理に関し必要な事項

様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

○佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則の一部を改正する規則（規則第二号）

- 1 佐賀空港管理事務所に備えて整理しなければならない簿冊について、所要の改正を行うこととした。（第九条関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

○ 佐賀県告示第四号

- 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年一月六日から平成十八年二月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月六日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則の一部を改正する規則

●佐賀県規則第二号

佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則（平成十年佐賀県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「帳簿」を「事項を記録した飛行場業務日誌」に改め、同条各号を次のように改める。

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル	区 域
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字東郷字二本松 二〇〇〇番一六地先から 一九四九番一地先まで	後	一七・七 一一・六	七四九・三	杵島郡白石町大字福吉字一本楠
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字東郷字二本松 二〇〇〇番一六地先から 一九四九番一地先まで	前	一八・〇 一二・八	七四九・三	杵島郡白石町大字福吉字一本楠
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字東郷字二本松 二〇〇〇番一六地先から 一九四九番一地先まで				杵島郡白石町大字福吉字一本楠

○佐賀県告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年一月六日から平成十八年二月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十八年一月六日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字東郷字二本松 二〇〇〇番一六地先 から で	平成一八・一・六
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字福吉字一本楠 一九四九番一地先まで	

○訓令甲

○佐賀県訓令甲第一号
佐賀県総合開発審議会幹事の任命(昭和五十七年佐賀県訓令甲第一号)は、
廃止する。
平成十八年一月六日

佐賀県知事 古川 康

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

○公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年12月26日唐津市當土地改良事業(基盤

整備促進 暗渠排水) 大野地区の施行に同意した。

平成18年1月6日

佐賀県知事 古川 康

本府